

1 西東京市文化芸術振興推進委員会

(1) 名簿

(敬称略)

	選任区分	氏名	任期
◎	学識経験者	しん とう ひろ のぶ 新 藤 浩 伸	令和4年8月1日～令和6年7月31日
◎	学識経験者	ひろ せ ひろ ゆき 廣 瀬 裕 之	令和2年8月1日～令和4年7月31日
○	西東京市民文化祭 実行委員会委員長	はま ざき まさ こ 濱 崎 昌 子	令和2年8月1日～令和4年7月31日 令和4年8月1日～令和6年7月31日
○	学識経験者	た なか だい すけ 田 中 大 介	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	学識経験者	ふじ い かず お 藤 井 一 男	令和2年8月1日～令和4年7月31日 令和4年8月1日～令和6年7月31日
	学識経験者	なか やま じゅん や 中 山 純 也	令和4年4月1日～令和4年7月31日 令和4年8月1日～令和6年7月31日
	学識経験者	かさ はら しのぶ 笠 原 しのぶ	令和4年8月1日～令和6年7月31日
	学識経験者	いの また ち え こ 猪 股 知 恵 子	令和3年4月1日～令和4年7月31日
	公募市民	なか の こう た ろう 中 野 浩 太 郎	令和2年8月1日～令和4年7月31日 令和4年8月1日～令和6年7月31日
	公募市民	あお き み き こ 青 木 美 紀 子	令和2年8月1日～令和4年7月31日 令和4年8月1日～令和6年7月31日
	公募市民	とお の しょう 遠 野 祥	令和4年8月1日～令和6年7月31日
	公募市民	もり か おり 森 香 織	令和4年8月1日～令和6年7月31日
	公募市民	なか むら しん や 中 村 晋 也	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	公募市民	た なべ けい こ 田 邊 慶 子	令和2年8月1日～令和4年7月31日
	その他 (行政機関)	かめ だ なお み 亀 田 直 美	令和4年8月1日～令和6年7月31日

◎委員長 ○副委員長

(2) 検討経過

令和4年度	7月7日	○ 西東京市第3期文化芸術振興計画概要等について ○ 文化芸術に関するアンケート調査（案）について ○ 市内の活動団体及び子ども等へのヒアリング（案）について
	8月4日	○ 西東京市第3期文化芸術振興計画概要等について ○ 文化芸術に関するアンケート調査（案）について ○ 市内の活動団体及び子ども等へのヒアリング（案）について
	令和5年 2月20日	○ 西東京市第2期文化芸術振興計画の評価について ○ 西東京市第3期文化芸術振興計画策定に係る「令和4年度 文化芸術に関する調査報告（案）」について

令和5年度	4月25日	○ 西東京市第3期文化芸術振興計画骨子案について
	8月8日	○ 西東京市第3期文化芸術振興計画素案について
	令和6年 1月11日	○ 西東京市第3期文化芸術振興計画素案に係る市民参加手続きの結果について ○ 西東京市第3期文化芸術振興計画案について
	2月22日	○ 西東京市第3期文化芸術振興計画案の参考指標及び事業別評価シートについて ○ 西東京市第3期文化芸術振興計画の概要版案及びデザイン案について

※本計画の策定に関わる回のみ掲載しています。

2 西東京市文化芸術振興庁内検討委員会

検討経過

令和4年度	7月11日	○ 西東京市第3期文化芸術振興計画概要等について ○ 文化芸術に関するアンケート調査（案）について ○ 市内の活動団体及び子ども等へのヒアリング（案）について
	令和5年 2月20日	○ 西東京市第2期文化芸術振興計画の評価について ○ 西東京市第3期文化芸術振興計画策定に係る「令和4年度 文化芸術に関する調査報告（案）」について

令和5年度	5月11日	○ 西東京市第3期文化芸術振興計画骨子案について
	8月8日	○ 西東京市第3期文化芸術振興計画素案について
	令和6年 1月12日	○ 西東京市第3期文化芸術振興計画素案に係る市民参加手続きの結果について ○ 西東京市第3期文化芸術振興計画案について
	2月20日	○ 西東京市第3期文化芸術振興計画案の参考指標及び事業別評価シートについて ○ 西東京市第3期文化芸術振興計画の概要版案及びデザイン案について

※本計画の策定に関わる回のみ掲載しています。

3 計画素案に係る市民参加手続き

(1) 目的

本計画素案について、市民の多様な意見等を幅広く収集することを目的として、パブリックコメント等を実施しました。

(2) 実施内容

① パブリックコメント

検討結果公表日	令和6年2月13日（火）
提出期間	令和5年10月17日（火）～11月17日（金）
提出方法	①持参、②郵送、③ファックス、④市ホームページ、⑤メール、 ⑥パネル展示会場の回収BOX
意見件数	12件（8人）

② パネル展示

実施期間	令和5年10月17日（火）から11月5日（日）まで ※西東京市民文化祭の開催がある日のみ
実施会場	コール田無ほか西東京市民文化祭会場（全8会場） ※以下については、職員が個別説明を実施 ・10月22日（日）午後1時～4時／コール田無 ・10月30日（月）午後1時～4時／柳沢公民館 ・11月5日（日）午前11時～午後3時／文華女子高等学校
個別説明対応件数	5件

4 西東京市文化芸術に関する調査報告書（概要）

（１）市民を対象としたアンケート調査結果

調査概要

■調査対象

令和４年10月１日時点の西東京市在住の
18歳以上の市民

■実施期間

令和４年10月14日（金）～11月４日（金）
※11月30日（水）まで期間延長

■調査項目

- ①回答者自身について
- ②文化芸術の鑑賞・体験について
- ③文化的な活動について
- ④回答者の子どもの文化芸術体験について
- ⑤西東京市の文化的な環境について
- ⑥西東京市のまちのイメージについて

■回収状況

配付数	回答数	回収率
1,500 件	583 件 (郵送)389 件(WE B)194 件	38.9%

調査結果

■① 回答者自身について

文化芸術の鑑賞・体験や活動に関心を持つ
人は約８割です

文化芸術に関心のある人は82.5%（前回
80.3%）となっています。（問7）

文化芸術を直接鑑賞している人と健康状
態は比例しています

文化芸術を直接鑑賞したかどうかで健康状態
を比較したところ、鑑賞した人の方が“健康である”
（「とても健康である」、「まあ健康である」の
合計）の割合が92.9%（鑑賞したかったが、でき
なかったが78.8%、鑑賞しなかった、どれもした
いと思わないが86.6%）と高くなっています。
（問6）

■② 文化芸術の鑑賞・体験について

過去１年間で、文化施設等で直接、鑑賞した
人は約７割です

過去１年間で、文化施設等で直接、鑑賞した人
は65.6%（前回75.0%）となっており、鑑賞した
人の割合よりも各分野の鑑賞率が低下している
ことから、新型コロナウイルス感染症の感染拡大
の影響により、１人あたりの鑑賞機会が少なくな
っていることがうかがえます。年代別にみると、
70歳代で「鑑賞したかったが、できなかった」が
20%と最も多くなっています。（問8（１）-1）

今後、音楽や文化財等、美術を、直接、鑑
賞・体験したいというニーズは根強いです

今後、鑑賞・体験したい分野は、“直接、文化
施設等で”では、「音楽」（54.2%）が最も多く、
「文化財等」（49.9%）、「美術」（43.4%）が続き
ます。また、“テレビやDVD、インターネット
等”では、「音楽」（45.8%）が最も多く、「メデ
ィア芸術」（40.7%）、「芸能」（23.3%）が続きま
す。鑑賞・体験手法別に比較してみると、「メデ
ィア芸術」以外の分野では“直接、文化施設等で”
が高く、特に「文化財等」、「美術」では30ポ
イント程度の差があり、直接、鑑賞・体験するニ
ーズは根強いことがうかがえます。（問8（２）-1、
問8（２）-2）

市内で行われる文化的イベントへの参加
率は約５割です

西東京市民文化祭や西東京市民まつり等のイ
ベントに行ったり、参加したことがある人は
45.3%（前回55.1%）となっており、市内イベ
ントへの参加についても、新型コロナウイルス感
染症の感染拡大の影響がでていることがうかが
えます。居住年数別でみると、居住年数が長い人
ほど参加率が高くなっています。また、18歳未満
の子どもの有無別でみると、「いる」が56.8%、
「いない」が40.1%となっており、18歳未満の子
どもがいる方が、市内のイベントへの参加が多
いことがうかがえます。（問9）

市内で行われる文化的イベントに参加しなかった理由は「知らなかった」が約4割です

市内で行われる文化的イベントに参加しなかった理由は、「知らなかった」が44.1%（前回30.6%）、「関心がなかった」が19.2%（前回27.9%）、「きっかけがない」が18.8%（前回21.5%）となっています。年代別でみると、“20歳代”、“30歳代”では「知らなかった」が64%となっています。（問9-2）

文化的な鑑賞・体験を促す情報発信手段としては、紙媒体が主流ですが、年代によりデジタル媒体を重視する意見があります

今以上に市内で文化的な鑑賞・体験するようになるために市が行うべき情報発信については、「広報紙」が53.9%、「市内各所にポスター」が38.9%となっています。一方、年代別でみると、“20歳代”では「フェイスブック等のSNS」が54.3%、“30歳代”では41.5%となっています。（問10）

■③ 文化的な活動について

継続的な文化的活動をしている人は約2割です

継続的な文化的活動をしている人は17.2%（前回17.5%）です。「過去に活動していたが、今はやっていない」が18.2%と同程度となっており、今後活動する可能性がある層も一定程度認められます。（問12）

より充実した文化活動への課題は、施設や場、資金、仲間です

より充実した文化活動を実施するための課題については、「練習する施設の確保」(32.0%)、「資金不足」(25.0%)、「時間不足」(25.0%)、「場・機会の確保」(22.0%)、「仲間の確保」(21.0%)が上位を占めます。（問12-2）

■④ 回答者の子どもの文化芸術体験について

子どもの文化芸術体験は、映画・アニメ鑑賞、習い事が主です

学校以外での過去1年間の文化的な活動は、「映画・アニメ鑑賞」(37.9%)、「音楽の習い事」(18.9%)、「舞踊、ダンス、演劇等の習い事」(18.9%)であり、「していない」は21.2%（前回20.0%）です。（問15-1）

■⑤ 西東京市の文化的な環境について

市の文化的な環境を今より充実するために、施設や事業の充実とともに、文化芸術に親しむ機会や情報の充実が重要視されます

市の文化的な環境を今より充実させるために重要なことについて、市の文化的な環境に“満足していない”層では、「文化施設の充実」(50.0%)、「文化事業の充実」(31.3%)、「子どもが文化芸術に親しむ機会の充実」(29.7%)、「活動ができる施設や情報の充実」(29.7%)が上位に挙げられています。（問17）

■⑥ 西東京市のまちのイメージについて

西東京市が文化芸術に親しみやすいまちというイメージは、十分に浸透していない状況です

西東京市が文化芸術に親しみやすいまちかどうかについては、肯定層が25.0%、否定層が70.1%となっています。年代別でみると、“20歳代”、“30歳代”では肯定層が30%を超えており、若い世代の方が高い傾向にあります。（問19）

文化芸術振興による効果として、心の豊かさや創造性の伸長、コミュニティの活性化、生きる楽しみの習得が挙げられています

文化芸術振興による地域や市民への効果については、「子どもの心の豊かさや創造性の伸長」が44.4%（前回32.8%）、「感動や充実感がもたらす心の健康」が40.3%（前回37.0%）、「地域コミュニティの活性化」が40.0%（前回37.2%）、「生きる楽しみを得られる」が37.7%（前回31.2%）と上位に挙げられ前回よりも高くなっています。一方、「共生社会の実現」(12.3%)は、前回(22.7%)を下回っています。（問20）

文化芸術に親しむことが市への愛着向上に有効と感じる層が約8割です

文化芸術に親しむことが市への愛着を高めることに有効と感じる層が77.3%を占めます。（問21）また、文化芸術活動を通して市への愛着を高めるために必要なことについて、「市内のイベントに参加」(38.1%)、「文化芸術活動ができる施設の充実」(37.9%)、「地域の歴史や伝統文化に触れる」(28.8%)が上位に挙げられています。（問21-1）

(2) 子どもを対象としたアンケート調査結果

調査概要

■調査対象

市内小学校（５年生）、中学校（２年生）
及び高等学校（２年生）の児童・生徒
（各学校１クラスずつ実施、各学校にて該
当クラスを選定）

■実施期間

令和４年10月14日（金）～11月４日（金）

■調査項目

- ①回答者自身と文化芸術に対する考えにつ
いて
- ②文化芸術の鑑賞・体験について
- ③文化芸術の活動について
- ④西東京市の文化芸術について

■回収状況

配付数	回答数	回収率
1,013 件	1,013 件	100%

調査結果

■① 回答者自身と文化芸術に対する考えに ついて

**文化芸術の鑑賞・体験が好きな層が約８割
を占めます**

文化芸術を観たり、聴いたり、創作することは
好きかについては、肯定層が77.6%、否定層が
21.9%となっています。（問２）

**大人になってからも文化芸術を楽しみたい
と思う層が約７割を占めます**

大人になってからも文化芸術を楽しみたいと
思うかについては、肯定層が65.2%、否定層が
17.1%、わからない層が16.9%となっています。
（問３）

**人々にとって文化芸術は大切なものだと思
う層が９割を超えています**

人々にとって文化芸術は大切なものだと思う
かについては、肯定層が91.3%、否定層が7.7%
となっています。（問４）

**文化芸術の直接鑑賞経験や鑑賞意向のある
層の方が、達成感を得た経験、チャレン
ジ志向、自己肯定感が高くなっています**

「①ものごとを最後までやりとげてうれしか
ったことがある」、「②難しいことでも、失敗をお
それないで挑戦している」、「③自分には、良いと
ころがあると思う」について、文化芸術を直接鑑
賞経験しているか否かで比較したところ、「（直
接、文化施設等で）鑑賞した」（①95.2%、②
70.7%、③74.5%）と「しなかったが、できなか
った」（①96.7%、②74.2%、③79.0%）の層の
方が、「しなかった、どれもしたいと思わない」
（①86.8%、②50.6%、③67.1%）層よりも、す
べての項目について肯定的な回答の割合が高く
なっています。（問６）

■② 文化芸術の鑑賞・体験について

**過去１年間で、文化施設等で直接、鑑賞し
た人は６割です**

過去１年間で、文化施設等で直接、鑑賞した子
どもは60.0%となっており、市民を対象とした
アンケート調査での鑑賞した人（65.6%）と比較
すると、5.6ポイント低くなっています。（問７
（１）-１）

**今後、鑑賞・体験したいと思う分野は「メデ
ィア芸術」です**

今後、鑑賞・体験したいと思う分野は、“直接、
文化施設等で”、“テレビやDVD、インターネット
等”ともに、「メディア芸術」（36.7%、36.6%）
が最も多くなっており、市民を対象としたアン
ケート調査（「音楽」が最多）とは異なる結果と
なっています。（問７（２）-１、問７（２）-２）

**分野により鑑賞・体験手法に差異があり、
特に「文化財等」、「演劇」、「美術」では「直
接、文化施設等で」の割合が高くなってい
ます**

今後、鑑賞・体験したいと思う分野について、
鑑賞・体験手法別で比較してみると、「メディア
芸術」、「音楽」では“直接、文化施設等で”（36.7%、
34.7%）と“テレビやDVD、インターネット等”
（36.6%、35.8%）による差が殆どない一方、「文

化財等」、「演劇」、「美術」では“直接、文化施設等で”（30.7%、28.5%、24.5%）の方が“テレビやDVD、インターネット等”（15.5%、17.2%、17.6%）よりも意向率が高くなっています。（問7（2）-1、問7（2）-2）

直接鑑賞している人の約7割が「親・祖父母」と鑑賞しています

過去1年間において「文化施設等で直接」、文化芸術の鑑賞・体験がある人を対象に、誰と観たり、聴いたりしたかについて「親・祖父母」が66.3%と最も多く、次いで「友人や知人」が42.1%、「兄弟姉妹」が36.8%となっています。学校区分別でみると、「親・祖父母」について「小学校」が76.2%、「中学校」が65.4%、「高校」が30.5%と年齢が高くなるにつれて低くなっています。（問7-2）

■③ 文化芸術の活動について

文化芸術に関する活動を「行っている」は約4割です

文化芸術に関する活動を行っているかについては、「行っている」が43.6%、「以前、行っていたが、今はしていない」が9.0%、「活動したことがない」が44.1%となっています。（問9）

文化芸術に関する活動を始めるきっかけ、理由は「興味があった」とともに「家族にすすめられた」、「友人にさそわれた」が上位に挙げられています

文化芸術に関する活動を始めるきっかけ、理由については、「もともと興味があったことだから」が61.5%と最も多く、次いで「家族にすすめられたから」が23.3%、「友人に誘われたから」が17.9%となっています。（問9-1）

■④ 西東京市の文化芸術について

西東京市は文化芸術を楽しむことができるまちだと思う層が約6割を占めます

西東京市は文化芸術を楽しむことができるまちだと思うかについては、肯定層が55.2%、否定層が42.4%となっており、肯定層の割合は市民を対象としたアンケート調査での割合（25.0%）と比較すると、30.2ポイント高くなっています。学校区分別でみると、「小学校」では肯定層が63.5%の一方、「中学校」では51.1%、「高校」で

は35.3%となっており、年齢が高くなるにつれて肯定層が低くなっています。（問11）

市内で行われる文化的イベントへの参加率は約5割です

西東京市民文化祭や西東京市民まつり等のイベントに行ったり、参加したことがある子どもは54.2%となっており、市民を対象としたアンケート調査での参加率（45.3%）と比較すると、8.9ポイント高くなっています。（問12）

(3) ヒアリング調査及びワークショップの実施結果

ヒアリング調査概要

■調査対象

市内の文化芸術に関連する活動団体等

【文化施設】

①保谷こもれびホール指定管理者

【外国人・障害者・高齢者の文化活動関連】

②NPO法人西東京市多文化共生センター

③社会福祉法人さくらの園

④西東京市高齢者クラブ連合会

【子どもの文化活動関連】

⑤田無第四中学校及び保谷高等学校の図工、美術、音楽等に関わる専任教員や文化系部活動の顧問等

⑥田無第四中学校及び保谷高等学校の文化系部活動に所属する生徒

⑦市民ボランティア（アートみーる）

【市内の活動団体】

⑧一般社団法人西東京市文化芸術振興会

⑨西東京市民文化祭実行委員会

⑩伝統文化等継承事業補助金交付団体
・西東京けやきの会
・田無ばやし保存会

【まちづくり団体】

⑪一般社団法人まちにわひばりが丘

■実施期間

令和4年10月19日（水）～11月22日（火）

ヒアリング調査結果

※①～⑪は、どの団体の意見かを表しています。

■（１）鑑賞・体験について

- ◆市内の文化芸術の拠点として幅広い世代に楽しんでもらう機会を提供したい。①
- ◆体験から活動につながる例もあり、気軽に参加できる体験の機会を増やしたい。⑨

- ◆西東京市民文化祭は市民の文化芸術活動団体が多い西東京市の特徴を捉えた機会となっている。⑨
- ◆市民の文化芸術活動の成果発表の場となる新しい取組を実施しているほか、新たな企画も計画している。⑧
- ◆地域のさまざまな場で、地域のアーティストの活動機会を提供したい。⑧

■（２）子どもの文化芸術活動について

- ◆文化系部活動に所属している子ども達を中心に、文化芸術に関心を持ち積極的に活動しているものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、現在は発表等の機会が少ない。⑤
- ◆西東京市の自然の豊かさや周辺の資源、地域とのつながりを活かした活動や体験を実施していきたい。⑤
- ◆次世代の育成や他の世代を巻き込んでいくためにも子どもを中心とした取組は効果的である。①⑦⑩
- ◆市内を始め、近隣市でさまざまな交流や参加の機会がある。⑥
- ◆多くの子ども達に文化芸術の楽しさに触れてもらうためにも力を入れていくべきである。①⑦⑧

■（３）新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響について

- ◆高齢者等は感染のリスクから活動が難しい状況もあり、活動者だけでなく指導者も含めて、活動を継続・再開させていくことが課題である。④⑨⑩
- ◆対面で実施することを大事にしているため、オンラインは必要最小限に活用する。①⑦
- ◆オンラインと対面を組み合わせた取組は面白いと思う。⑦
- ◆会場まで来ることが難しい方にも見てもらう手段として、今後もオンライン配信を活用したい。③⑧⑨

■（４）情報発信や事業への参加を促す工夫等について

- ◆市内の文化芸術に関わるイベントや事業を集約し、総合的に発信できる情報媒体があると良い。①③⑧

- ◆ 効果的な発信方法を活用していくことで、市民に広く文化芸術情報を知ってもらうとともに、関わる市民も増やしたい。⑧⑨⑪
- ◆ 西東京市民文化祭等の活動に参加していない市民にも市の文化芸術を知ってもらえるよう「見える化」を推進し、文化芸術を楽しんでもらうきっかけづくりが必要である。⑧⑨
- ◆ 子どもから働き世代、高齢者等のさまざまな世代に参加してもらうために、イベントを通してさまざまな仕掛けや工夫を取り入れている。⑪
- ◆ イベントがあること自体を知らない子どもがいる。⑥

■（５）文化施設について

- ◆ 保谷こもれびホールは市民団体の発表の場としては適度な規模だが、20万人以上の自治体としてふさわしい規模のホールがあると地域の文化芸術の質が高まるのではないか。①⑤⑧
- ◆ 市内の活動団体が多くある中、練習場所が不足している。⑧⑨
- ◆ 美術作品等を展示するスペースがあると良い。⑤⑦⑧

■（６）人材確保や育成について

- ◆ 活動団体の活動者数の減少や高齢化により、地域の文化芸術活動をどう次世代につないでいくのが課題となっている。⑧⑨⑩
- ◆ 地域の人的資源の確保・活用と文化芸術の取組を推進するため、活動機会を求めるアーティストと出演者のマッチングや関係構築に取り組んでいる。①⑪
- ◆ 文化芸術活動を行う個人や団体が交流や連携できる場を設け、活性化している。②⑧⑪
- ◆ 人材育成や活動の継続のため、指導者を確保することも必要である。⑩
- ◆ 次世代の人材育成としては、子どもの頃に活動し、仕事等で活動が難しい時期や離れる時期があっても、再度活動を再開できるようになると良い。①⑩
- ◆ 大人になっても文化芸術活動を続けたい。⑥

■（７）文化資源の活用について

- ◆ 市内のパブリックアート、行政や個人が所有している作品や資料を収集・活用することで、鑑賞機会を増やすことができる。⑦
- ◆ 市内の文化資源をホームページ上で公開したり、イベントで周知することで市民の認知度を高めていくことも必要である。⑦⑩

■（８）共生社会について

- ◆ 市民が障害者アートに触れることで、障害のある方の個性を多角的な視点で捉えることにつながる。③
- ◆ 文化芸術を通して、障害のある方とそうでない方との接点を持ちやすくなる。③
- ◆ 市内在住の外国人との交流は、多様な文化に触れる機会となっているが、さらに積極的に取り組めると良い。②

■（９）他分野連携について

- ◆ 教育やスポーツ等の他分野との連携や文化芸術の関係団体・施設とのより一層の交流によって、市民が文化芸術に親しむきっかけづくりの拡充につながっている。①⑩
- ◆ 子ども達は学校生活や部活動を通して、福祉施設等でのボランティア活動やポスター制作を通じて他分野と連携して社会に発信したい。⑤⑥

■（10）文化芸術に親しむことによる効果について

- ◆ 文化芸術と地域課題の解決とをどのようにつなげていくかが重要である。⑦
- ◆ 日々の文化芸術活動やその成果を発表する機会があることにより、達成感の獲得や生きがいを持つこと、心身の健康等につながっており、楽しみややりがいを感じながら活動を継続させていくことが重要である。④
- ◆ 活動の楽しさだけでなく、心の豊かさや仲間づくり、何かをやり遂げる達成感等のさまざまな成長につながっている。⑥

ワークショップの実施概要

■対象：文化系部活動の部長等

- ・田無第四中学校 15人
- ・保谷高等学校 13人

■実施時期

- ・令和4年11月7日（月）田無第四中学校
- ・令和4年11月17日（木）保谷高等学校

■テーマ

「市の文化芸術を活性化するために考えてみよう」

《考えるポイント》

- ①「文化の香りあふれるまち」とは？
- ②西東京市の良さや魅力、また、それを活かして文化芸術を活性化するアイデアについて
- ③市内の文化芸術に関するイベント等で子どもや若い世代が参加したくなるためのアイデアについて



▲田無第四中学校

ワークショップで出た意見のポイント

- ◆自然が豊かで利便性もある西東京市の魅力を知ることができるように、西東京市の地域資源を活かした文化芸術に親しむ取組を充実する。
- ◆若い世代の目に留まるような視覚に訴える情報発信を行う。
- ◆文化芸術に対するさまざまな興味関心を持つ人をより多く集めることができるように、単一分野のイベントではなく、美術や音楽等複数の分野を組み合わせたイベントを実施する。



▲保谷高等学校

5 関連法規等

(1) 文化芸術基本法

平成十三年法律第百四十八号

前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基

本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければ

ならない。

- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴い

て、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。)にあっては、その長)は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術

祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。)の振興を図るとともに、国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術

に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の

整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資

する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造

する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二三日法律第七三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(文部科学省設置法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改める。

一 文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）第二十一条第一項第五号

二 コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成十六年法律第八十一号）第三条第三項

三 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律（平成十八年法律第九十七号）第二条第三項

四 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）前文第九項及び第一条

附 則 (平成三〇年六月八日法律第四二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月一三日法律第四七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(2) 西東京市文化芸術振興条例

平成21年9月29日
条例第32号

私たちのまち西東京市は、田無市と保谷市の合併により誕生しました。このまちは、古くは縄文時代の営みを伝え、江戸時代には青梅街道の宿場町として栄え、今でも武蔵野の面影を残す歴史のあるまちです。私たちは、先人から受け継いだ貴重な遺産及び自然を大切にしながら、一人一人が文化芸術を享受し、創造し、及び発信することのできる文化芸術の香りあふれるまち、すべての市民が心豊かに暮らせるまちを目指して、ここに西東京市文化芸術振興条例を定めます。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術基本法(平成13年法律第148号)の規定に基づき、西東京市(以下「市」という。)における文化及び芸術(以下「文化芸術」という。)の振興についての基本的な事項を定め、市民、市及び団体等(市内で活動する企業、教育機関、市民活動団体等をいう。以下同じ。)の役割を明らかにすることにより、地域における文化芸術の振興を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興は、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)ができる環境を市民、市及び団体等が相互に構築していくことにより、市民生活に文化芸術による潤いと豊かさをもたらすことを目的として行わなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行うすべての市民及び団体等の主体性及び創造性が尊重されなければならない。

(市民の役割)

第3条 市民は、一人一人が文化芸術の担い手として、その活力と創意を基に、文化芸術の振興に協力するものとする。

2 市民は、文化芸術活動に関して相互に理解し、及び尊重し合うよう努めるものとする。

(市の役割)

第4条 市は、第2条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術の振興を図るため、その施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、文化芸術の振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、国及び他の地方公共団体と連携し、文化芸術の振興を図るよう努めるものとする。

(団体等の役割)

第5条 団体等は、地域社会の一員として自主的に文化芸術の振興に協力するとともに、市民の文化芸術活動の支援に努めるものとする。

(基本計画の策定)

第6条 市長は、文化芸術の振興施策を総合的かつ計画的に推進するための文化芸術振興基本計画(以下「基本計画」という。)を策定する。

2 市長は、基本計画を策定するときは、あらかじめ市民の意見を聴き、基本計画に反映させるものとする。

(重点目標及び基本施策)

第7条 市長は、次に掲げる事項を文化芸術の振興に係る重点目標とし、その達成のために必要な施策を講ずるものとする。

(1) 文化芸術を享受する機会の充実

(2) 文化芸術を創造し、及び発信する機会の充実

(3) 文化芸術の保存及び継承

(4) 文化芸術活動の担い手の育成

(5) 文化芸術活動に係る交流の促進

(6) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に必要と認める事項

(推進機関の設置)

第8条 市長は、文化芸術の振興施策を推進する機関を設置するものとする。

(文化芸術活動における施設の運営)

第9条 市長は、市の施設の運営に当たり、その設置目的を妨げない範囲において、基本理念の下、文化芸術の振興に配慮するよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月19日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 西東京市文化芸術振興推進委員会設置要綱

第1 設置

西東京市文化芸術振興条例(平成21年西東京市条例第32号。以下「条例」という。)第8条の規定により、西東京市における文化及び芸術(以下これらを「文化芸術」という。)の振興施策を推進し、及び文化芸術の振興について協議及び検討をするため、西東京市文化芸術振興推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第2 所掌事項

委員会は、市長の依頼を受けて、次に掲げる事項について協議及び検討をし、その結果を市長に提言する。

- (1) 西東京市文化芸術振興計画(以下「振興計画」という。)の策定に関すること。
- (2) 振興計画の施策の推進に関すること。
- (3) 振興計画の施策の点検及び見直しに関すること。
- (4) その他市長が文化芸術の振興施策の推進に当たって必要と認めること。

第3 組織

委員会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 公募による市民 4人以内
- (3) 西東京市民文化祭実施要綱(平成22年5月14日付22西生文第88号市長決裁)に規定する西東京市民文化祭実行委員会の実行委員長
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

第4 任期

委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、再任は、3回までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第7 意見の聴取等

委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8 公開

委員会の会議は、原則として公開とする。

第9 謝金

市長は、第3に規定する委員が委員会の会議に出席したときは、予算の範囲内で謝金を支払う。ただし、委員が謝金を辞退した場合は、この限りでない。

第10 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成24年6月1日)

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則(平成29年6月1日要綱)

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和4年8月1日)

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

(4) 西東京市文化芸術振興庁内検討委員会設置要領

第1 設置

西東京市文化芸術振興計画(以下「振興計画」という。)における施策を推進し、及び文化芸術の振興について協議及び検討をするため、西東京市文化芸術振興庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

第2 所掌事務

委員会は、振興計画について次に掲げる事項について協議及び検討をし、その結果を市長に報告する。

- (1) 振興計画の策定に関すること。
- (2) 振興計画の施策の調整に関すること。
- (3) 振興計画の施策の検証及び評価に関すること。
- (4) その他市長が、振興計画の施策の推進に当たって必要と認めること。

第3 組織

委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

第4 座長及び副座長

委員会に座長及び副座長を置き、座長は生活文化スポーツ部文化振興課長をもって充て、副座長は教育部教育企画課長をもって充てる。

- 2 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5 会議

委員会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 委員会の会議は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。

第6 関係者の出席

座長は、必要があると認められるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

第7 庶務

委員会の庶務は生活文化スポーツ部文化振興課において処理する。

第8 委任

この要領に定めるもののほか委員会に関して必要な事項は、座長が別に定める。

別表(第3関係)

企画部企画政策課長
健康福祉部地域共生課長
子育て支援部子育て支援課長
生活文化スポーツ部文化振興課長
教育部教育企画課長

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年8月1日から施行する。
(（仮称）西東京市文化芸術振興計画策定庁内検討会設置要領の廃止)
- 2 (仮称)西東京市文化芸術振興計画策定庁内検討会設置要領(平成22年8月1日付22西生文第191号課長決裁)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

西東京市第3期文化芸術振興計画

令和6（2024）年3月

西東京市生活文化スポーツ部文化振興課

〒188-8666 東京都西東京市南町五丁目6番13号

電話 042-420-2817（直通）

